

会 議 録

行 田 市 教 育 委 員 会 平 成 3 1 年 第 2 回 2 月 定 例 会

招集年月日	平成31年 2月 7日 (木)	開会場所	行田市教育委員会 2A会議室
開閉の時刻 及び宣言者	開会 2月 7日 (木) 午後 2時00分 閉会 2月 7日 (木) 午後 5時00分		教育長 鈴木 トミ江 教育長 鈴木 トミ江
教育長	鈴木 トミ江	教育長職務代理者	岸田 昌久
			仮議長
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要	
1	鈴木 トミ江		
2	岸田 昌久		
3	鹿山 高彦		
4	増田 雅久		
5	大久保 英子		
議 事 参 与 者		書 記	
学校教育部長	門倉 正明	書記長	諸貫 忠秋
生涯学習部長	吉田 悦生	書記次長	白井 克典
学校教育部次長		書記	久積 史明
兼学校教育課長	荻原 章		
生涯学習部次長兼図書館長			
兼視聴覚ライブラリー館長	福原 智		
生涯学習部次長			
兼ひとつくり支援課長	石川 隆美		
教育総務課長	諸貫 忠秋		
学校給食センター所長	満井 房子		
スポーツ振興課長	細谷 博之		
文化財保護課長	中島 洋一		
郷土博物館長	吉田 明夫		
生涯学習部副参事	鈴木紀三雄		
教育文化センター所長			
兼中央公民館長	風間 重文		
学校教育課主幹	亀山 友宏		
教育研修センター主幹	関根 緑		

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		市民憲章唱和	
		教育長 今回は、議案 6 件、日程第 1・議案第 2 号、日程第 2・議案第 3 号及び日程第 5・議案第 6 号は、議会案件であることから会議は非公開、議事録については議会終了後となるので公開とし、その他の案件は公開としてよろしいか。	
		【全委員承認】	
		教育長 日程に先立ち、1 月定例会の会議録について事務局に報告を求める。	
		書記次長 1 月定例会、会議録報告	
	教育長 何か意見等はあるか。		
	【全委員承認】		
	議案第 4 号 行田市部活動ガイドラインについて	教育長提案、書記次長議案朗読 学校教育課長 本案は、平成 30 年 3 月に文部科学省より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が出され、同年 7 月には「埼玉県の部活動の在り方に関わる方針」が埼玉県教育委員会教育長より通知された。これにより、各市町村教育委員会は、この「県方針」を参考として、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定し、その後すべての学校において、平成 31 年 4 月 1 日から運用を開始することとなった。 本市においても「部活動ガイドライン」を策定し、平成 31 年 4 月 1 日から取組む必要があるため、議案を提出するものである。 「部活動ガイドライン」の内容については、素案を作成し、市内 8 校の中学校長においてアンケートにより意見を集約し	

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>た。また、近隣市町の進捗状況を調査し、さらに保護者代表、市内の校長代表等で構成した「部活動ガイドライン試行に係る検討会」において検討を重ねた結果、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に沿って実施していくという意見に集約された。</p> <p>ガイドライン(案)の内容だが、目次1「部活動の意義と位置付け」から5「活用資料」までの5つの柱で構成している。</p> <p>まず、1「部活動の意義と位置付け」について、部活動は生徒の自主的な参加により顧問や生徒との信頼関係を深めるなどの部活動の意義に触れ、学校教育の位置付けについては、中学校学習指導要領第1章総則第5学校運営上の留意事項より抜粋している。</p> <p>次に、2「部活動の運営」については、(1)「学校としての部活動の運営方針」や「運営体制」において、校長や部活動顧問の役割を記載した。また、(2)生徒のニーズを踏まえた環境の整備についても、「県方針」を踏まえた内容となっている。学校の規模や部活動の規模に応じて、他校との連携を密にとりながら部活動の充実に努めることとし、他校との合同練習などの必要性についても記載した。</p> <p>次に、3「指導の在り方」については、(1)部活動指導の心得、(2)部活動用指導手引等の活用以降についても「県方針」と同様である。(3)休養日の設定では1週間のうち平日に1日、土日はどちらか1日を休養日に設定すること(4)活動時間の設定では、平日は2時間程度、休業日は3時間程度としている。(5)大会・コンクール等への対応は精査していく。特に(6)安全管理の徹底については安全安心な部活動の実施という観点から本市として熱中症対応をはじめとする様々なことを想定し、新たに記載した。</p> <p>次に、4「教育委員会の取組」については、今後も部活動の在り方について研究していくこと。部活動の顕著な取組や成果の公開や発信を行うこと。安心安全な部活動の実施に向けた環境整備を行田消防等関係各署との連絡教育のもと進めていくことなどの内容とした。</p> <p>最後に、5「活用資料」については、現場においてどの学校でも共通して活用できるよう作成した。活用資料1は、昨年8月に市内24校に配布し掲示を依頼してある。活用資料2は、「ぎょうだ ActionPlan」からの抜粋資料である。活用資料3はガイドライン運用初年度ということでチェックリストを設けた。様式1・2については、これをもとに各学校が活動方針や活</p>
--	---

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>動計画の作成ができるよう、書式をそろえた。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>増田委員 ガイドラインを策定する前はどのような運用をしていたのか。また、策定するきっかけは何か。 私の時代は、指導できない先生が顧問であり、部活に出ていなかったが現在はどのようなか。 現状、このガイドラインのとおり運用できるのか。例えば、参加する大会やコンクールを精査するとあるが、きちんと守られるのか。 顧問は必ず立ち会い、対応することができない場合は、代理を立ち合わせるとあるが難しくないか。</p> <p>学校教育課長 ガイドラインを策定する前は、ある程度の大枠はあったものの各校に判断等を委ねていた。例えば、朝練は7時30分から、終了時間は、夏が5時45分、冬が4時30分、週に1, 2回は休みをとるなど各学校で基準があった。 策定するきっかけは、子供及び教職員の負担軽減である。 未経験の教員は、自らルールを覚え、他校で研修し、コーチを受けながら、進めている現状である。 大会、コンクールの回数は具体的に決めようという意見もあったが、様々なものがあるため、近隣市等の状況を踏まえ、精査していくこととした。 顧問がすべて立ち会うことは困難であるため、副顧問が立ち会う等努めていく。</p> <p>大久保委員 安全管理の面において、部活を始める前に天候等の情報収集を行うことになるのか。 長野中の事故の際、処置を行うため、他の生徒を教室外に出すという対応、倒れた生徒への対応が徹底されていなかったのではないか。</p> <p>学校教育課長</p>
--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>防災安全課等を通して気象情報が入ったら、各学校に情報提供しているため、その情報により、部活を中止にしたり、下校時刻をずらしたりということを現在もやっている。</p> <p>当時もマニュアルがあったが、実際に動けるようになっていなかった。その後、AEDはためらわず使用すること、教室外に出ることや必要に応じ生徒が目隠しとなるということを応急処置訓練等で徹底している。</p> <p>鹿山委員</p> <p>安全管理の徹底の部分で本市独自のものが加えられていること、また活用資料もありがたい。</p> <p>気温35℃以上とあるが、熱中症には気温だけでなく、暑さ指数31℃以上ということも併記する必要もある。暑さ指数を計測する機器を各学校に導入することも必要と考える。</p> <p>救急救命で大切な事は、意識の確認や通報をはじめとした迅速かつ適切な対応だと思う。医師会ホームページには心肺蘇生法の手順とともに子供の一次救命措置の手順も掲載されているので参考にしてほしい。また、スマートフォンにダウンロードすることにより、どこでも手順を確認できるので活用してほしい。</p> <p>大久保委員</p> <p>教員は業務中いつでもスマートフォンを携帯しているのか。</p> <p>教育長</p> <p>いつでもではない。</p> <p>心肺蘇生法については、繰り返し訓練を行っている。委員の意見は参考にさせていただく。</p> <p>岸田委員</p> <p>部活動の意義は大きいですが、中学校の先生にとっては大変な負担ではある。外部指導者について、現状や今後の方向性についてどのように考えているか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>外部指導者については15人分の予算措置をしており、野球やテニスでの指導をしているが、全部委ねられるものではなく、顧問もいる。</p>
--	--	---

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第5号 行田市立小・中学校の平成 31年度学校給食年間実施 計画について</p>	<p>教育長 スポーツ振興課を通して、探したが人材の確保が困難である。 可能な範囲で確保していく。</p> <p>岸田委員 幼児教育の話になるが、現場では英語活動やスポーツにおいて、全国組織の民間業者からしっかりと講師が派遣されている現状である。今後、学校も導入することになるのかなとも思っている。</p> <p>教育長 このガイドラインについてもその都度見直していきたい。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校給食センター所長 本案は、行田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則第6条第2項に『年間の給食実施計画回数は、教育委員会が定めるものとする。』であることから、平成31年度学校給食年間実施計画案について審議いただくものである。</p> <p>年間給食実施回数は、条例施行規則第6条第1項に『給食は、年間を通じて原則として週5回を授業日の昼食時に実施するものとする。』とあることから、合計188回の給食を提供しようとするもので、平成31年度は、今年度より実施回数が1回減となっている。</p> <p>各学期の給食開始日及び終了日は、各学期の給食開始日と終了日を定めたもので、学校の授業日及び授業時間と関係することから、学校教育課と協議し、提案したものである。</p> <p>小学校第1学年児童の給食費、中学校第3学年生徒の給食費については、それぞれ4月と3月の当該学年の給食の提供日数が少なくなっていることから、給食費の月額を半額とするものである。</p> <p>給食費の額については、条例施行規則第7条に規定されており、今年度と同額である。</p> <p>なお、本計画は、2月4日に開催された学校給食センター運営委員会において、審議し、了承をいただいている。</p>
--	---	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第7号 文化財の諮問について</p>	<p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 行田市学校給食センター運営委員会として承認した。 委員会では、回数と皇位継承による休日について、アレルギーの対応、食中毒の対応、献立や放射線量等について報告を受け、試食も行ったことを報告する。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>文化財保護課長 行田市文化財保護条例第6条第1項において、「教育委員会は、市の区域内に存する重要な文化財のうち、有形文化財については市指定有形文化財に、民俗文化財については市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財に指定することができる。」とあり、この規定に従い議案を上程するものである。 対象は、有形文化財の歴史資料が1件2点、同じく建造物が1件1棟でございます。 まず、齋条にある剣神社の油絞りの様子が描かれた2点の搾油絵馬であるが、昨年11月に同神社総代より文書で神社所蔵絵馬の維持管理について相談があり、12月に現地で状況確認を行った際に、総代より文化財指定の要望があったものである。 次に、須加にある熊野神社の厨子、阿弥陀如来立像が安置された神社の本殿と思われる建造物であるが、昨年春頃に総代より利根川堤防の拡幅のための神社の移転に伴う文化財の取り扱いについて相談があり、現地確認の上、文化財の保全を依頼した所、昨年12月に改めて文書で神社所蔵の本尊及び漆塗り容器、厨子の文化財的価値の調査の要望があった。それに基づいて今年1日に再度現地で状況確認を行った所、総代より文化財指定の要望があったものである。 そこで今回、これら2件3点の文化財について、市指定文化財にふさわしいものであるか、文化財保護審議会に諮問してよいか、お諮りするものである。 なお、熊野神社の文化財については、移転の関係で総代より早期に指定について審議いただきたいとの要望を受けており、</p>
--	-----------------------------	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第2号 平成30年度一般会計教育費補正予算について</p>	<p>答申の期限を4月末日として諮問したいと考えている。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 指定された場合、どのように保存されるようになるのか。</p> <p>文化財保護課長 建物が移転されるが、雨漏りのないよう、また絵画2枚の収納についても保存について指導していく。 なお、予算措置により、修繕費の2分の1を支出できる。</p> <p>岸田委員 市内には多数の文化財があるが、どのくらいか。</p> <p>文化財保護課長 市内には多いが、この星河地区にはない。</p> <p>岸田委員 貴重なものはきちんと保存してほしい。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>これより非公開とする。</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、平成31年3月定例市議会に補正予算を上程するため、教育委員会へ諮るものである。 はじめに、歳出、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費で、950万円の減額補正であるが、幼稚園就園奨励費補助金において、当初、対象となる園児を1,026名と見込んでいたが、本年1月現在で979名と50名ほど下回る状況となっており、不用額が生じる見込みであることから、これを減額するものである。 次に、3項中学校費、3目学校建設費で5,000万円の減</p>
--	--	---

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>額補正であるが、校舎等新設改良費の市内各中学校工事請負費において、本年度中学校5校で実施している屋内運動場の非構造部材耐震改修工事において、契約による差額が生じたことから、不用額について減額するものである。</p> <p>次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費で、313万4千円の増額補正であるが、産業文化会館管理費の埼玉県行田地方庁舎施設管理費負担金で、行田市と埼玉県で締結している「行田地方庁舎と行田産業文化会館の共同管理に関する協定書」に基づき、平成30年度に実施した改修費用を折半し、清算するため計上するものである。実施した改修は、給水管の共有部分の更新工事である。</p> <p>次に、同じく社会教育費、2目文化財保護費で、48万6千円の増額補正であり、19節文化財保存事業費補助金において、市の天然記念物に指定している「真名板薬師堂の公孫樹」について、倒木や枝折れによる周辺被害対策として、地元保存会が実施する剪定の費用に対し、2分の1を補助するものである。</p> <p>繰越明許費補正については、5項社会教育費、白山愛宕山古墳歴史の広場用地購入事業507万8千円の繰越措置を講ずるものである。</p> <p>本事業は、行田市長野にある白山愛宕山古墳の墳丘と周溝の一部を保存・活用するため、歴史の広場として平成30年度、31年度の2か年で整備する計画である。本年度、用地取得までの完了を見込んでいたが、一部寄贈いただく神社所有の部分について手続きが遅れ、そのため購入箇所について年度内に完了しない可能性が生じたことから、用地取得費全額を予算繰越するものである。</p> <p>次に、歳入、13款国庫支出金、2項3目教育費国庫補助金で5,525万5千円の増額補正である。</p> <p>1節教育総務費補助金の幼稚園就園奨励費補助金は217万円の減額である。歳出で、説明した幼稚園就園奨励費の歳出の減額に伴い、財源である国庫補助金も減額するものである。</p> <p>3節中学校費補助金の学校施設環境改善交付金は、5,742万5千円の増額で、中学校の屋内運動場非構造部材耐震改修事業は、請負実績により減額したが、国庫補助については当初予算で歳入計上しておらず、交付の内示が得られたことから、追加するものである。</p> <p>20款市債、1項3目教育債、1節中学校債の中学校体育施設耐震改修事業債で7,860万円の減額である。</p>
--	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 会 議 の 進 行 状 況 </p>	<p> 議案第3号 平成31年度一般会計教育 費当初予算について </p>	<p> 中学校の屋内運動場非構造部材耐震改修事業に対する借り入れであるが、歳出の減額及び国庫補助金の追加計上に伴い、借入額を減額しようとするものである。 地方債補正については、歳入で説明した、中学校体育施設耐震改修事業の借入限度額1億9,700万円を1億1,840万円に減額変更するものである。 教育長 何か質問等はあるか。 増田委員 屋内運動場の5,000万円は支払わなくてよいということか。見込み違いなのか。5,742万5千円の交付金の内示が得られたということはどういうことか。 教育総務課長 平成30年度は5校の設計額で計上した2億5,400万円の予算に対し、入札結果が2億100万円となった契約差金により歳出が減となる。 国庫補助については、配分されないおそれがあるため、当初は見込んでいなかったが、大阪で地震があったこともあり、国が予算化し、配分されたことにより歳入が増となる。 地方債については、歳入での国庫補助を差し引いた分を借り入れるため減となる。 増田委員 去年が工事費かかりすぎたということはないのか。 教育総務課長 設計額と入札額により、契約差金が生じる。また、設計において、ある程度見込んでいるが、例えば、各学校の天井の構造の違いにより経費等も変わる場合もある。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 学校教育部長 </p>
--	---	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第3号について、教育費の概要及び学校教育部所管に関わる歳入歳出予算を説明する。</p> <p>教育長 まず、学校教育部所管について、何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 今年度、中学校道徳と小学校全教科の教科書採択を行ったが、指導要領の指導書はどこに計上されているのか。 教科書に関連して、教育計画の進捗状況はどのようになっているか。</p> <p>学校教育課長 中学校道徳の指導書は、歳出の18ページ、教育振興助成費（学校教育課）の消耗品費、小学校の指導書は同じく14ページ、教育振興助成費（学校教育課）の消耗品費に計上している。 教育計画については、平成32年度全面実施に伴う、見直しを行うため、年間指導計画策定委員会の報酬等を計上している。</p> <p>鹿山委員 消費税はどうなっているのか。</p> <p>教育総務課長 10月以降の契約等については、10%で計上している。</p> <p>大久保委員 歳出の14ページ、教育振興助成金（教育総務課）の自動車借上料の詳細はどのようか。</p> <p>教育総務課長 学校再編の対象となる学校間の交流を行うためのバス借上料である。</p> <p>増田委員 歳入の12ページ、貸付金元金収入と貸付金元金収入（滞納繰越分）はどういうことか。また、滞納額はどのくらいか。</p> <p>教育総務課</p>
--	--

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>入学準備金を無利子で貸しているもので、月6千円の返済で年度内の期限のものを年度内に収めるものと、それを年度内に収められないものが滞納繰越分となる。</p> <p>生活保護受給者の1件は、しばらく返済がないものの、他は若干の遅れがあるが返済されている。滞納額は25万円程度である。</p> <p>生涯学習部長 議案第3号について、生涯学習部所管に関わる歳入歳出予算を説明する。</p> <p>教育長 次に、生涯学習部所管について、何か質問等はあるか。</p> <p>鹿山委員 新しくなった郷土かるたの売り上げはどのようなか。</p> <p>ひとつくり支援課長 当初は60セット計上している。今年度は各学校や学童保育室の大量購入により、約250セット売り上げている。</p> <p>岸田委員 図書館は読書計画を平成30年度に更新する予定であったが、県の計画が策定されないことから平成31年度となった。策定には委員が何回も会議を行っている。予算計上はされているのか。</p> <p>図書館長 内部の職員が職務として行っているため、予算計上はしていない。過去も同様である。</p> <p>岸田委員 図書館のシステム更新は、クラウド方式を取り入れているのか。</p> <p>図書館長 今年度リース期間が終了し、更新を行うが、現在もクラウド方式であり、同様に更新を行う。</p>
--	--

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>増田委員 歳入の24ページ、文化財保護費の器具・機材借上料840万円は、油圧シャベルの借り上げとのことだが、内訳はどのようなか。</p> <p>文化財保護課長 遺跡の発掘調査が年間20件程度あり、場所によっては掘ると埋めるのに数日かかり、また、土を運ぶトラックも使用する。また、発掘調査を行うかどうかを決めるため、部分的に掘る作業が年間50、60件ある。油圧シャベルの借り上げが1日約4万円、それを回送するのに3、4万円かかる。</p> <p>増田委員 この金額にオペレーター代も含まれているか。</p> <p>文化財保護課長 含まれている。</p> <p>岸田委員 教育委員会では、学校再編を進めているが、新年度から職員体制は変わるのか。 肢体不自由の特別支援学級が設置されるが、昇降機等の予算計上はあるのか。 ランドセルの収納庫制作工事とあるが、内容と置き勉との関連はあるか。</p> <p>教育総務課長 学校再編において、人員の要望はしているが、予算書において人員は反映されていない。 特別支援学級が設置される中央小においては、平成29年度昇降機を設置した。 4ページ、教育費の概要の中で、ランドセル収納庫制作工事とあり、森林環境税を活用し、小さいロッカーを現在の規格に合わせ大きいものとする。</p> <p>学校教育課長 肢体不自由の児童を指導できる教員を要望している。また、きらきらサポーターの配置も検討している。</p>
--	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 会 議 の 進 行 状 況 </p>	<p> 議案第6号 行田市同和对策集会所設置 及び管理条例の一部改正に ついて </p>	<p> 岸田委員 学校再編は大変な事業であるため、教育長が先頭に立ち、職場改善等も願います。 収納庫の工事も教育総務課、学校教育課と連携をとり、よいものができるように、また、置き勉強についても検討してほしい。 </p> <p> 鹿山委員 教員使用のパソコンを更新することだが、データはどう処理するのか。 </p> <p> 教育総務課長 教員の校務用パソコンはリースの切れたものを使用していたが、ウィンドウズ7であり、サポートが終わるため更新するものである。データはサーバーに入っており、移し替えるものは完全に削除し、パソコンは破壊し処理する。 </p> <p> 【全委員承認】 </p> <p> 教育長 やがて定刻となるため、会議時間を延長する。 </p> <p> 教育長提案、書記次長議案朗読 </p> <p> ひとつくり支援課長 本案は、行田市同和对策集会所において、同一地区内にある「須加集会所」と「六反集会所」について、この2カ所の同和对策集会所の機能を「須加集会所」に統合し、効率的な施設運営をすすめるため、改正するものである。 第2条の表に記載の「行田市六反集会所」の項を削除するものである。 附則であるが、本条例の施行期日を平成31年4月1日とするものである。 なお、六反集会所については、今後の利用について関係各方面と解体する方向で協議が整ったため、解体に係る費用を新年度予算で計上している。 </p> <p> 教育長 何か意見はあるか。 </p>
--	---	--

【全委員承認】

教育長

以上で本日の定例会を閉会とする。

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 平成31年3月25日(月) 午後2時00分
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委 員

委 員